



島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示

島根労働局一般公示第69号

令和8年10月6日島根地方最低賃金審議会から島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、島根県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和8年10月21日までに島根労働局長あて（松江市向島町134番10松江地方合同庁舎5階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年10月6日

島根労働局長 中村 昭彦



記

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定に係る
島根地方最低賃金審議会の意見の要旨

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

島根県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、

補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は整理の業務

ロ 手作業による運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,230円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり